

令和5年第8回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(火) 午前9時30分から10時20分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (16人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	稲村 健一 君	5番	高橋 克 君
6番	竹原 誠 君	7番	佐々木 一 榮 君
8番	中川原 扶貴子 君	10番	中里 登 君
11番	豊川 敏雄 君	12番	大沢 トモ子 君
13番	鈴木 徳治 君	14番	三浦 弘文 君
15番	佐々木 喜克 君	16番	柏田 雅俊 君
17番	沼沢 こえ子 君	18番	高村 國昭 君

4. 欠席委員 4番 川崎 良巳 君 9番 鳥谷部 甚一郎 君
19番 中川原 隆雄 君(3人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第44号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第45号 令和5年度五戸町農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について

議案第46号 五戸町農業委員会の委員の辞任について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から、令和5年第8回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日、4番 川崎 良巳 委員、9番 鳥谷部 甚一郎 委員、18番 中川原 隆雄 委員の3名が欠席しております。</p> <p>出席委員は 16名となります。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、7番 佐々木 一榮 委員と17番 高村 國昭 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第3報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p>
議 長（岩井）	<p>報告第10号について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（小泉）	<p>それでは議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。今月の通知書の受理は1件です。</p> <p>1番、大字倉石又重字下モ平、字下上平、字長久保、字前田、字谷地中、田14筆、畑1筆、計15筆、面積は合計24,290㎡です。</p> <p>賃貸人と賃借人は親子で、農業後継者の息子に贈与するため解約するものです。以上です。</p>
議 長（岩井）	<p>報告第10号について、事務局より説明をお願いします。ただいまの報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。 特に発言がないようですので、以上で報告第10号を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、2番 北村 勉 委員と10番 中里 登 委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>（調査委員席に、着席）</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第4 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第41号の1番については、竹原 誠 委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>（竹原 誠 委員 退席）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小泉）	<p>それでは議案書の2ページ議案第41号と、参考資料の3ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案4件です。1番</p>

	<p>は、贈与による所有権移転に関する件、2番から4番は、売買による所有権移転に関する件です。</p> <p>1番、大字倉石又重字上エ平、字太田、字下モ平、字下上平、字長久保、字前田、字谷地中、田15筆、畑6筆、計21筆、面積は合計27,273㎡です。</p> <p>1番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、北村 勉 委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員（北村）	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の2ページ議案第41号と参考資料3ページをご覧ください。8月3日に、岩井会長と中里登委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲受人は、経営の安定化を図るため、譲受人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、水稻、ニンニク、丸いも、イチゴ、シャインマスカットなどを作付けするそうです。以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第41号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>ここで、竹原 誠 委員を入室させてください。</p> <p>（竹原 誠 委員、入室・着席）</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第41号の2番から4番について議題とします。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小泉）	<p>それでは、引き続き 農地法 第3条の許可申請について説明さ</p>

	<p>せていただきます。</p> <p>2番、大字倉石又重字西張平、畑1筆、3,342㎡です。</p> <p>3番、大字倉石又重字前平、畑1筆、1,353㎡です。</p> <p>4番、字正場沢、畑1筆、331㎡です。</p> <p>2番から4番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>2番の売買価格は、180,000円、10aあたり54,000円です。</p> <p>3番の売買価格は、200,000円、10aあたり148,000円です。</p> <p>4番の売買価格は、700,000円、10aあたり2,114,000円です。以上です。</p>
議長（岩井）	引き続き、調査委員を代表して北村勉委員から2番、3番、4番の報告をお願いします。
調査委員（北村）	<p>2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人は、経営規模の拡大を図るため、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、リンゴを作付けするそうです。</p> <p>3番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人は、高齢で管理できず、後継者もいないため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、大豆、小豆、自家野菜を作付けするそうです。</p> <p>4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人は、息子家族が申請地隣りに住居を構えているため、隣接する農地を購入し耕作したいと思い、譲受人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、ナス、きゅうりを作付けするそうです。以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
6番（竹原）	4番ですが、価格が2,114,000円ですよね。
事務局（小泉）	売買価格は70万円で10aあたりにすると2,114,000円です。
6番（竹原）	街が近いからか。
事務局（小泉）	周辺に住宅が建っている場所です。

事務局（小村）	立地条件は病院が目の前にあって、近くにコンビニもあり、街の中心部で1等地に近い条件の農地です。
調査委員（北村）	息子さんが隣に住んでいます。
議長（岩井）	これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質問・意見なし)
議長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第41号の2番、3番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第41号の2番、3番、4番は、原案のとおり決定しました。
議長（岩井）	次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大澤）	それでは、議案書の5ページ、参考資料の13ページをご覧ください。「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。今月の許可申請は、1議案1件です。 1番、農地の所在は、字正場沢、地目は畑、面積は194㎡。譲受人の持分5分の1の所有権移転となっております。転用目的は、通路用地です。農地区分は、第3種農地と判断いたします。以上です。
議長（岩井）	ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中里 登 委員から、調査結果の報告をお願いいたします。
調査委員（中里）	農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の5ページ議案第42号と参考資料の13ページをご覧ください。3条申請と同じく、8月3日に現地調査を行いました。 1番は、隣接する畑を譲り受けることになったため、町道から畑への通路として利用する計画です。周囲は、北側は宅地、西側は町道、東側と南側は畑となっております。汚水等は発生せず、

	<p>雨水は敷地内にて地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第42号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。 調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p>
議長（岩井）	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは議案書の6ページ、議案第43号をご覧ください。 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなご従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 五戸町長より令和5年7月25日付け五農林第124号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案8件で、合計面積は145,238㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。 1番は、利用権設定による貸借です。2-1番から4番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。 1番、字太平楽、田、面積は6,057㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり8,000円、年48,500円です。水稻を作付けする予定です。 2-1番、大字切谷内字元年沢、大字上市川字中坪、字中里谷</p>

	<p>地、字中里山、字中筒、畑、計 19 筆、面積は合計 44,334 m²。5 年の使用貸借です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>2-2 番、大字倉石石沢字風原平、畑、計 8 筆、面積は合計 50,869 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 19,700 円、年 1,000,000 円です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>2-3 番、大字切谷内字長屋、畑、面積は 15,861 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 18,900 円、年 300,000 円です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>2-4 番、大字上市川字越口、畑、計 3 筆、面積は合計 7,732 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 10,300 円、年 80,000 円です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>2-5 番、大字上市川字三方塚、畑、面積は 6,420 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 17,100 円、年 110,000 円です。長芋を作付けする予定です。</p> <p>3 番、大字倉石石沢字外山、畑、面積は 2,639 m²。20 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 3,500 円、年 9,200 円です。牧草を作付けする予定です。</p> <p>4 番、大字倉石石沢字風原平、田、計 2 筆、面積は合計 11,326 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 9,400 円、年 107,000 円です。ゴボウと長芋を作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第 43 号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 44 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大沢)	<p>議案書の 11 ページ議案第 44 号と参考資料の 19 ページをご覧</p>

	<p>ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。1議案9件です。</p> <p>大字倉石石沢字雨原平の畑4筆について、令和5年7月12日に所有者から申出がありました。</p> <p>大字浅水字角掛他3筆の田畑4筆について、令和5年7月25日に相続人から申出がありました。</p> <p>大字浅沢字安達沢の田1筆について、令和5年7月25日に所有者から申出がありました。</p> <p>9筆とも20年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。</p> <p>令和5年8月3日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。9筆、15,487.4㎡です。説明は以上です。</p>
議長（岩井）	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第44号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第44号は、非農地と判断することに決定しました。</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第45号「令和5年度五戸町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の12ページ議案第45号をご覧ください。</p> <p>令和5年度五戸町農地パトロール利用状況調査実施要領の制定についてでございます。</p> <p>農地法第30条に基づく利用状況調査を実施するにあたり実施要領を制定するものです。次のページをご覧ください。</p> <p>第1条、農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められております。このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組むこととしております。なお、農</p>

地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととなります。

第2条、毎年8月～11月頃を農地パトロールの実施時期として設定します。

第3条、農地パトロールは全ての農地を対象に、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農林課職員等の協力を得て実施します。

なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に行います。(1)遊休農地および遊休農地のおそれのある農地の把握(2)農地法の許可、届出案件の履行状況の確認、(3)農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定等農地の履行状況の確認、(4)農地の違反転用の早期発見、(5)相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認、(6)仮登記農地の利用状況の確認、(7)営農型発電設備の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認、(8)農業者年金制度にかかる特定処分対象農地の利用状況の確認、(9)過去の調査において既に荒廃農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認を主体的に行います。

第4条、農地パトロールの実施にあたっては、参加者を集めた農地パトロール推進会議等を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施します。14ページ以降は事務局が行う内容のため、説明は省略いたします。詳細につきましては、事前研修会を開催しますのでその際に説明いたしますのでよろしくお願い致します。

今年度の農地パトロール及び事前研修会についても昨年度と同様に10月の中旬から下旬を予定しております。説明は以上です。

議長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井）

全員賛成ですので、議案第45号は、原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井）

次に、議案第46号「五戸町農業委員会の委員の辞任について」を議題とします。

	事務局より説明をお願いします。
事務局（大沢）	議案書の15ページ議案第46号をご覧ください。 五戸町農業委員会の委員の辞任について、農業委員会等に関する法律第13条の規定により同意を求めるものでございます。 令和5年7月20日に、19番、中川原隆雄委員より一身上の都合により委員を辞任したいとの申し出がありました。説明は以上です。
議長（岩井）	ここで暫時休憩します。 (休憩)
議長（岩井）	休憩前に引き続き会議を開きます。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質問・意見なし)
議長（岩井）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第46号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第46号はこれに同意することに決定いたしました。
議長（岩井）	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和5年第8回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第8回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年8月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員